



本校は、9年間のカリキュラムにて教育活動を展開する義務教育学校です。(県内には9校のみ)学校には様々な職種が存在しており、よりよい教育活動を展開するためにはそれぞれの専門職が協働し「学校組織力」を高める必要があります。学校に配置されている事務職員もその一人です。事務職員の配置は単数配置が通常ですが、本校は義務教育学校のため複数配置されています。複数配置(前期1名、後期1名)を活かした連携体制を構築し、芳賀(はが)と泉田(いずみだ)が学びの場を整えるべく事務部経営を担います。

- 就学援助制度の活用 -



「就学援助制度」とは

学校教育法第19条に定められており、各自治体において実施する制度です。

義務教育(小学校、中学校)を受ける児童生徒の家庭に対して、経済的理由などを考慮し、給食費や学用品費等の就学に必要な費用の一部を援助することを目的としています。

≪申請期間≫ 申請は、随時受付しています。

希望する場合は、学校(tel:0248-62-2804)までご連絡ください。

≪申請場所≫ 稲田学園 職員室(芳賀・泉田)

【本県の状況(令和4年度)】

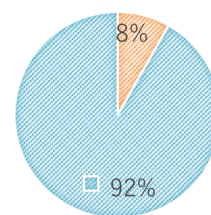
福島県内の児童生徒 約129,000人のうち、
約14,000人が就学援助制度に認定されています。
(令和5年12月 文部科学省公表資料)

【本市の状況(令和4年度)】

児童生徒 約6,000人のうち、全体の8%が
本制度に認定されている状況です。

R4年度 就学援助利用率
(須賀川市)

■ 認定数 ■ 否認定数



【認定要件の一例】

児童扶養手当を受給している場合は、就学援助制度認定要件を満たします。



就学援助制度は任意申請のため、児童扶養手当を受給している方は、
申請が漏れないようご注意ください。

～児童扶養手当とは～

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支えることを目的とした手当のこと。

【 認定基準限度額の試算例（令和5年度収入・所得を基準とする） 】

家族数	家族構成	認定基準限度額（持ち家の場合）	
		給与収入の場合	給与所得の場合
5人	親2(父30代、母30代)	約4,190,000円	約2,910,000円
	子3(中2、小5、小2)		
4人	親1(母30代)	約4,090,000円	約2,830,000円
	子3(高2、中2、小5)		
	親2(父40代、母30代)	約3,450,000円	約2,330,000円
	子2(中2、小5)		
3人	親1(母30代)	約3,340,000円	約2,250,000円
	子2(中3、小5)		
2人	親1(母30代)	約2,290,000円	約1,520,000円
	子1(小2)		

※ 限度額は本市教育委員会の一例（家族構成等の様々な条件により違いが生じる）



【 支給項目及び支給金額 】

※ 参考(令和5年度)

支給項目	支給金額			
	小学校		中学校	
	1学年	2~6学年	1学年	2~3学年
① 学用品費	11,630円		22,730円	
② 通学用品費	-	2,270円	-	2,270円
③ 校外活動費(泊なし)	1,600円		2,310円	
④ 校外活動費(泊あり)	実費		実費	
⑤ 修学旅行費	-	実費	-	実費
⑥ 新入学児童生徒学用品費	54,060円	-	63,000円	-
⑦ 医療費	(実費を医療機関へ支払い)			
⑧ 学校給食費	実費		実費	
⑨ クラブ活動費	2,760円		30,150円	
⑩ 生徒会費	4,650円		5,550円	
⑪ PTA会費	3,450円		4,260円	



「制度は頼るもの」のではなく「**制度は活用するもの**」

子どものために一步踏み出してみませんか。 ご連絡お待ちしております。